

○防衛省告示第八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年一月三十日から施行する。

令和五年一月二十日

防衛大臣 浜田 靖一

（中略）

六 陸上自衛隊弘前駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	青森県弘前市	大字原ヶ平字山中十八番地百十七
対象防衛関係施設の区域	青森県弘前市	大字原ヶ平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県弘前市	大字小沢及び大字原ヶ平（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊八戸駐屯地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	青森県八戸市
大字市川町及び大字河原木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字市川町字桔梗野官地		

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市	桔梗野工業団地（次の図面に示す部分に限る。）、松ヶ丘大字市川町（次の図面に示す部分に限る。）及び大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

（以下略）